

Ⅱ 委員会活動から Ⅱ

業務企画委員会(日本技術士会北海道支部)

北海道農政部と日本技術士会北海道支部との意見交換会要旨

1. はじめに

平成 18 年 2 月 15 日に開催された業務企画委員会主催の、「北海道農政部と日本技術士会北海道支部との意見交換会」について概要を報告致します。

① 開催概要

1) 日 時：平成 18 年 2 月 15 日(水)

10:00～12:00

2) 場 所：ホテルポールスター札幌「しゃくなげ」

3) テーマ：北海道農業の現状と今後の課題について

4) 出席者

〈北海道農政部（話題提供順）〉

- ・加藤農政課参事（現農村計画課長）
- ・山田食品政策課主幹
- ・吉田農業経営課長
- ・坂井農村設計課長
- ・前山農村計画課長（現農政部技監）
- ・鮑津農村整備課主幹（現農村設計課参事）



武藤業務企画委員長挨拶

〈日本技術士会北海道支部〉

- ・大島支部長
- ・齋藤副支部長

- ・大谷支部事務局長
- ・森支部事務局次長
- ・武藤業務企画委員長（支部幹事）
- ・田川業務企画委員会幹事（支部幹事）
- ・船越地域産業研究会会長（支部幹事）
- ・増田支部幹事
- ・伊藤センター理事
- ・平業務企画委員（センター理事）
- ・田中業務企画委員
- ・酒本業務企画委員
- ・住友業務企画委員（センター理事）

② 意見交換会の内容

1) 開会挨拶：大島支部長

2) 自己紹介：出席者全員

3) 技術士会の説明：大谷事務局長

4) 農政部からの話題提供

- ・加藤参事：北海道農政の展開方向について
- ・山田主幹：食の安全・安心について
- ・吉田課長：品目横断的経営安定対策について
- ・坂井課長：農業農村整備事業の展開方向について
- ・前山課長：農村地域の活性化対策について
- ・鮑津主幹：バイオマス利活用について

5) 意見交換

6) 閉会挨拶：齋藤副支部長

2. 意見交換会の要旨

① 開会挨拶の要旨

農業は北海道の基幹産業であり、北海道の発展に果たしてきた農業の役割には大きなものがあると認識している。道の農政ビジョンで掲げられている「食の安全・安心」や「環境問題」については、技術士会が作成した技術士ビジョンでも課題としてとらえており、農政部と技術士会の取り組みには相通じる

ものがあると考える。

技術士活動のテーマとして「社会貢献」を掲げている。北海道を元気にするために我々技術士がどのようにお手伝いできるかを、本日の意見交換会を通じて考えを深め、さらに会員に発信していきたいと考える。

② 技術士会説明の要旨

- ・技術士の役割について
- ・技術士制度について
- ・技術士の技術部門について
- ・日本技術士会北海道支部と北海道技術士センターの役割と組織及び活動内容について



大島支部長挨拶

③ 話題提供の要旨

1) 加藤参事：北海道農政の展開方向について

農産物価格が低迷している中で、北海道の農業算出額は平成16年は1兆942億円で、昭和59年以降は1兆円台を維持している。

現在WTOドーハラウンドが開催されているが、農業分野の交渉が難航しており、今年いっぱいでの合意は難しい状況にある。いつのWTOでも農業は議論の的になる分野であり、今回は特にアクセス(関税)、補助金(国内支持)、輸出補助などの課題が焦点となっている。

WTO加盟国はいろいろな方法で自国の農産物に対し補助や優遇制度を設けているが(アメリカは国内支持、ヨーロッパは輸出補助)、日本では上限関税を設け水際で税金をかけて安い外国産米の国内流通を食い止めている。このように各国は農産物ごとに

補助金を与える等により自国の農業を守っているが、基本的にはWTOのルール違反なので、我が国については品目横断的経営対策を進めることにより、WTOのルールに合わせることになっている。

食、環境、人づくり・経営、地域づくりの4つの視点から北海道農業のビジョンを策定した。農業農村振興条例に基づいて計画を作り農業施策を展開している。

4つの方向性の1つ目は、食のブランド価値を高める施策を行っていくことである。クリーン農産物や独自認証食品等の北海道ブランドを確立することや、現在道内における道産米の消費は6割であるがそれを8割まで高めるなどして、消費者に信頼される食ブランドを構築する。

2つ目は地域農業を支える経営体(担い手)を育成・確保することである。認定農業者数を33,000人、農業生産法人数を2,600法人まで増やすことを目標としている。

3つ目は、関連産業との連携を図り地域経済を活性化することである。規模を拡大するだけでなく、関連産業と地域レベルで連携し、6次産業化による地域経済の活性化を図っていく。

4つ目は、食料生産力をさらに高めて日本の食料自給率の向上に最大限貢献することである。国内熱供給量の2割を北海道が供給できるように、食料生産力をさらに高める。具体的には、北海道の食料自給率を平成15年現在の192%から平成27年までに242%へ引き上げることを目標としている。

2) 山田主幹：食の安全・安心について

食の安全と安心の確保のため、道農政部ではこれまで様々な取り組みを行ってきた。まず、平成17年3月には食の安全・安心に関する理念や関係者の責務・施策などを定めた基本条例である「北海道食の安全・安心条例」を制定した(施行：平成17年4月)。また、遺伝子組換え作物の開放系での栽培による一般作物との交雑・混入防止を目的として、厳重な管理体制で栽培を行うためのルールを定めた条例である「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を制定した(施行：平成18年1月)。

次に、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年度を目標年として、具体的な目標や取組みなどを定めた計画である「北海道食の安全・安心基本計画」を平成17年12月に策定した。また、「食の安全・安心条例」及び「食育基本法」に基づき、道民との協働を基本としながら食育の取組みを進めるための計画である「北海道食育推進行動計画～元気もりもり道産子食育プラン」を策定した。

この他にも様々な施策を講じているが、特徴的な独自施策をいくつか紹介する。

YES! clean 表示制度：農薬や化学肥料の使用を削減することを目的に開発・改良された「クリーン農業技術」を導入して生産された農産物について、栽培方法などを分かり易く表示する制度。

道産食品表示ウォッチャー：道産食品の適正な表示の推進を図り、全国の消費者の道産食品に対する信頼確保を図るため、各都府県に「道産食品表示ウォッチャー」各1名を配置し、年3回程度モニタリングを実施する施策。

道産食品独自認証制度（「きらりっぷ」マーク）：道内産の加工食品や農畜水産物を対象として、道産食材にこだわった優れた食品を認証する制度で、ハム、ベーコン、ソーセージ、ナチュラルチーズ、日本酒、熟成塩蔵さけ、そば、みそ、いくら、アイスクリーム、ワインの11品目が現在、対象品目となっている。

道産食品登録制度：道産食品に対する信頼確保と道産ブランドの向上を図るため、道産原材料を使用して、道内で製造・加工された道産加工食品を登録する制度で、平成18年1月に創設。

食づくり名人登録制度：こだわりの農産物や加工品、郷土料理を作っている人など、北海道らしい「食づくり名人」を登録し、その「技」などの情報をホームページで公開し、その「技」の伝承を支援する制度。

愛食運動～「どんどん食べよう道産 DAY」：道民みんなで身近な道産食品の良さを理解し、もっと愛用する「愛食運動」の普及を農業団体や消費者団体などと一体となって展開する。

3) 吉田課長：品目横断的経営安定対策について

国の農業・農村基本計画において品目横断的経営安定対策を導入することが明記され、農業の補助も大きく変わろうとしている。これまで品目別に講じられてきた経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換するものであり、「諸外国との生産条件格差是正のための対策」と「収入の変動による影響の緩和のための対策」の2種類がある。

まず前者の対策については、加入対象者が「認定農業者」、「経営主体としての実体を有する集落営農組織として特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織であること」とし、対象品目は、麦、大豆、甜菜、澱粉原料用馬鈴薯とする。具体的内容は、対象品目について市場で顕在化している諸外国との生産条件格差を是正するため、担い手の生産コストと販売収入の差額に着目して、a) 各経営体の過去の生産実績（現行対策における支援対象数量を面積に換算）に基づく支払いと、b) 各年の生産量・品質に基づく支払い、を実施するものである。

次に後者の対策については、加入対象者は前者と同じであり、対象品目は米、麦、大豆、甜菜、澱粉原料用馬鈴薯である。具体的な内容は、担い手の販売収入の変動が経営に及ぼす影響を緩和するため、品目ごとの当該年の収入と、基準期間の平均収入との差額を経営体ごとに合算・相殺し、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補填する対策である。



加藤参事

4) 坂井課長：農業農村整備事業の展開方向について

これまでの農業農村整備事業の推移を説明すると、事業費の当初予算は昭和54年度まで右肩上がりで推移したが、昭和55年度以降は平成13年度までほぼ横這いで推移している。平成4年度から平成14年度まではガットウルグアイランド対策や景気対策補正等で予算は上積みされたが、平成15年度以降は補正予算も見送られ、全体予算は急激な右肩下がりとなっている。

平成18年度の当初予算はオイルショック後の昭和51年度の当初予算を若干上回る程度にまで減額され、来年度以降はさらに下がることが予想される。今後は事業内容の優先度が重視され、道営事業の場合であれば、農業者からの要望が多い圃場の排水性改良工事等がこれからも安定的に事業として行われるだろう。

農政部では平成17年4月、「豊かな農村空間」の創造をめざし農業農村整備の新たな展開方向を示す「北海道農業農村整備推進方針」を策定した。

「豊かな農村空間」を創造するためには、農地、農業用水、農業用施設、自然環境、農村景観の5つの地域資源が有機的に結びつき、良好な状態が保たれるよう保全・整備し、農業農村が有する多面的機能が十分に発揮されなければならない。そのためにa) 安全・安心な食の生産をささえる、b) 多様な担い手と地域をささえる、c) 多様な生物との共生や美しい景観をささえる、という3つの整備方針に重点化することとした。

今後は、事業の拡大基調ではなく、きめ細かい事業展開が課題であり、地域が主体的に発案していくプランを行政が支援するという方向になる。

また、全国的な取組みとしては、平成17年12月に農林水産省が「地域ぐるみの農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援する」ための制度を創設した。この取組みは、農業集落の資源・環境を守る目的で農業者とそれ以外の者（組織）を含めた活動組織を作り、現状維持の活動にとどまらない質的向上を図るための活動計画を策定して地域ぐるみで農地・水・環境保全向上対策を実施するものであり、地域がそれを行うに際して

行政が財政支援を行うもので平成19年度から本格的に施策が導入される。

5) 前山課長：農村地域の活性化対策について

農村空間の活性化対策として、「北海道グリーン・ツーリズム推進指針」を平成14年12月に策定している。グリーン・ツーリズムとは、「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農畜産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたもの」を指し、具体的な取組みとしては、農家民宿、農家レストラン、農産加工・直売所、観光農園、市民農園などの取組みが上げられる。

我が国ではグリーン・ツーリズムの歴史はまだ浅いが、ヨーロッパでは長期休暇制度を利用して農村へ出掛け、自然や地域の人々との交流などを通じてリフレッシュするバカンスの過ごし方がライフスタイルとして定着しており、「農村空間における観光」を意味する用語としてグリーン・ツーリズムが使われている。

我が国においても、近年、「都市と農山漁村との共生・対流」を促進する運動が盛り上がってきており、平成15年6月には全国組織である「都市と農山漁村との共生・対流推進会議」が立ち上がり、北海道からも由仁町長や清里町長など9名の方が発起人に名を連ねた。

北海道における取組みは、平成9年4月に制定された「北海道農業・農村振興条例」や、第3次北海道長期総合計画（平成10～19年度）などにより、明確にグリーン・ツーリズムが政策上の重要課題に位置付けられている。また、平成17年2月には「全国グリーン・ツーリズム・ネットワーク大会」が北海道美瑛町で行われ、平成17年3月には「北海道グリーン・ツーリズム・ネットワーク」が発足した。

我が国におけるグリーン・ツーリズムの取組みも年々活発になり、その先駆者的な地域である北海道においても、農家民宿や農産加工・直売所などのグリーン・ツーリズム受け入れ施設は年々増加している。道農政部が平成14年1月に実施した「グリーン・ツーリズム関連地域資源調査」によると、道内には1,390の受け入れ施設があり、直近の調査結果

によると平成16年1月現在1,610の受け入れ施設があることが確認され、2年間で15%の増加をみている。

6) 飽津主幹：バイオマス利活用について

政府が平成14年に立ち上げた「バイオマス・ニッポン総合戦略」は、農林水産省が総合窓口になって各官庁と横断的に連携を図りながら進められており、策定ねらいは、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略型産業の形成、農山漁村の活性化にある。また目標(2010年目途)は、技術的観点として、エネルギー変換効率向上、製造製品等のコスト目標等、地域的観点として、バイオマスを一定割合利活用する市町村を500程度以上構築、全国的観点として、廃棄系バイオマス利利用率～炭素量換算80%以上、未利用系バイオマス利利用率～炭素量換算25%以上、としている。



飽津主幹

北海道におけるバイオマスの利活用推進の取り組み状況は、平成17年3月に「北海道循環型社会推進基本計画」を策定し、北海道の基本計画において、バイオマスの利活用を初めて重点項目として明示した。また、利活用の課題や対策・方針の整理や利活用の数値目標を設定するため「北海道バイオマスマスタープラン(仮称)」を策定中であり、現在、パブリックコメントを実施中である。さらに、平成17年9月には「北海道バイオマスネットワーク」を設置し、産業団体、試験研究機関及び行政からなる推進体制を整備した。

行政の縦割りなどがあり結びつきがないことや、ユーザーがないという課題がある。家畜糞尿に生ご

みを混ぜると発酵が良いが、一般廃棄物の法律に触れることになってしまっている。

バイオマス利活用の課題としては、a) 持続可能なバイオマスの供給、b) 持続可能な需要・市場の創出、c) 持続可能な変換プロセスの導入、d) 持続可能なバイオマス利活用地域システムの構築、e) 法制度等の見直し・整備、が上げられる。

各地における主な取組みを紹介すると、まず、現在全道5地域(留萌、瀬棚、大滝、三笠、中札内)で「バイオマスタウン構想」が公表されている。

また、エネルギー利用としては、生ゴミ(中北空知)、廃プラ等(富良野)・バイオガス(江別、別海、士幌、足寄等)・除間伐材のペレット燃料(大滝、滝上、足寄、札幌)等のエネルギー化と、バイオディーゼル(旭川、滝川、白老)・バイオエタノール(帯広)等のバイオマス燃料が上げられる。(アメリカはトウモロコシ、フランスは甜菜をエタノールとして資源化するために補助金を出しているが日本まだそこまでは至っていない)

さらに、甜菜・デントコーンのエネルギー化(帯広)、大麻のマテリアル利用(北見)等の資源作物の利活用や、多目的材料転換システム(留萌、小平)に見られる変換技術の開発が上げられる。特に、この多目的材料転換システムは、北海道発のバイオマス利活用システムとして注目している。

3. 意見交換

〈大島支部長〉

北海道の食料自給率190%は本当なのか

〈加藤参事〉

国の自給率40%については、輸入農畜水産物の量などの統計資料をベースに算出しているが、北海道の自給率については統計的なものは取りにくい(道内で消費される輸入農畜水産物の量を把握しにくい)ため、北海道で産出される農畜水産物の全体量をカロリーに置き換えて計算している。

〈大島支部長〉

バイオマスに関することであるが、北海道の産業になるのか。実用化までは行くが、事業化まで行っていないのではないかと。これからの北海道の産業にするために、お金を集めて事業化できる仕組みが必

要ではないか。北海道は事業化・産業化するコーディネーターと窓口が必要ではないか。

〈鮑津主幹〉

国の制度に「バイオマスの環づくり交付金」というものがあり、1/2～1/3の補助金が民間企業にも使える仕組みになっている。この窓口は農政部だけではなく、事業の種類によって他の部局も窓口となっている。

〈船越幹事〉

バイオマスプラント施設を作るための補助はであるが、ランニングコストに対する補助はなく、普及させないといけない技術であるが、普及できない現状がある。

売電などの補助や家畜糞尿を運搬することなどに補助金が出るようにしなければ、普及させることは難しい。北海道としては補助金などを考えていないのか。

〈鮑津〉

北海道としては現在そこまでの補助制度は考えていない。個人的にはそのようにしないとバイオマス産業は普及できないと思うが、現状はそこまではまだ至っていない。

〈増田幹事〉

技術士会のリージョナルステート研究会では、家畜糞尿や下水処理汚泥の堆肥化について研究してきた。一般的に見ると堆肥化して農地に搬入すれば良いということになるが、それを受入れる農業サイドでは、堆肥に含まれる微量元素などの問題があり、食の安全・安心という視点では使いにくいという現状がある。このあたりについてはどのように指導されているか。

〈山田主幹・鮑津主幹〉

肥料取締法の範疇で行っているが、特に重要なものについてはガイドラインを作成して指導している。

〈伊藤理事〉

道が取り組んでいる地産地消と産消協働の違いを教えてください。

〈山田主幹〉

「産消協働」とは、生産者と消費者が協力して地元の産業を一緒に育てていく運動である。食べ物の「地産地消」の考え方を一歩進めて、食べ物以外のあらゆる産業分野に広げ、人、物、お金の地域内での流れを高めて活性化を図る取り組みである。「産消協働」は産業全般にわたっての取り組みであり、その中で食べ物に関するものを「地産地消」として位置付けている、とご理解願いたい。



意見交換

〈田中委員〉

バイオマスは、縦割りの課題があるとお聞きした。その中で、北海道の中でバイオマスを行っているセクションが3つある。まとめてやれば、知恵とお金を集めて進めればよいのではないのか。

4. 閉会挨拶 〈齋藤副支部長〉

今日の話題提供を通じて、北海道農業がこれからますます我が国において重要な位置を占めて行くだらうということを感じるとともに、今国民が望んでいるゆとりある空間というものは、広大で美しい農村空間を有する北海道でなければなかなか実現できない、ということを感じた。我々も、これらのことを念頭に置き、さらに社会貢献、地域貢献をしていく所存であるので、今後とも宜しくお願いしたい。本日はご多忙の中どうもありがとうございました。

(文責：酒本 宏・住友 寛)